

【コロナ感染症の拡大防止のための行動を！】

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、亀岡市も含む京都府下全域に緊急事態措置が実施されています。

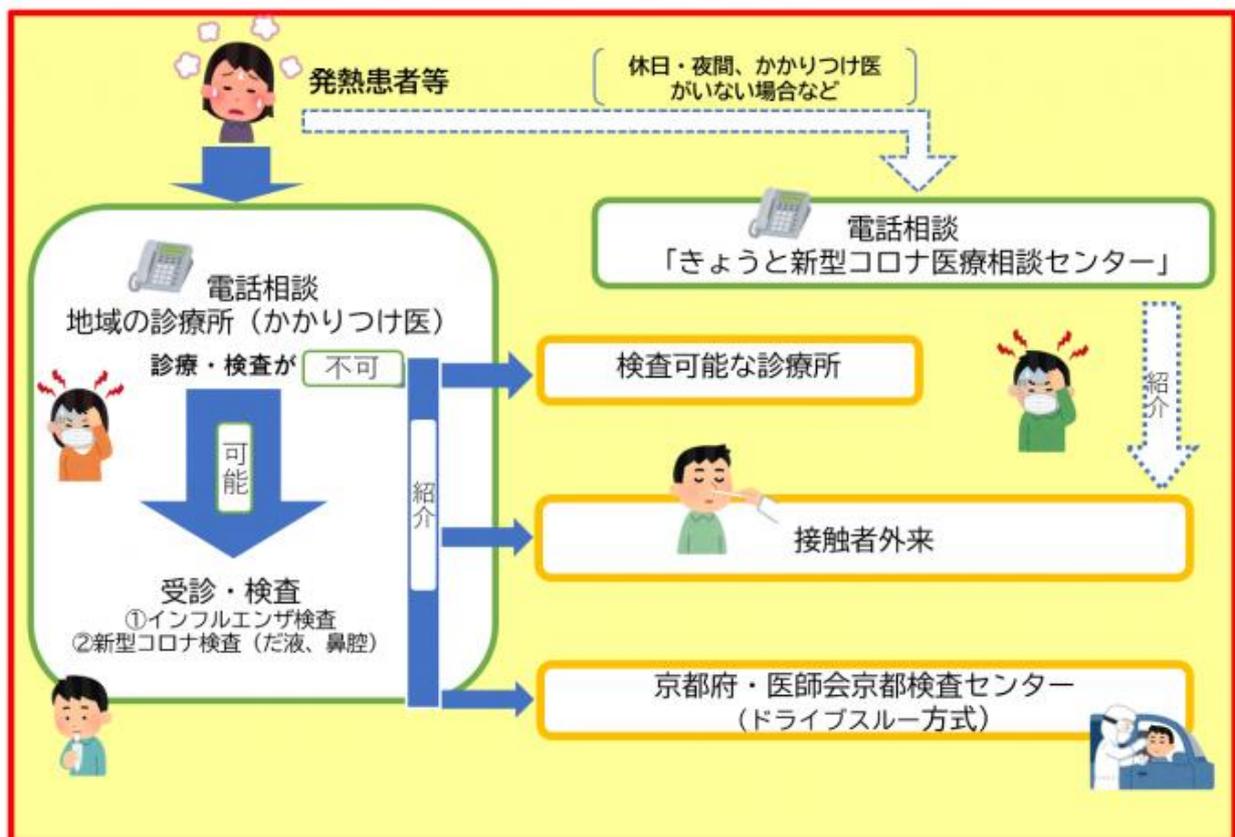
医療機関への通院、食品や生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、野外での運動や散歩など生活や健康維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないようにしましょう。

特に、午後8時以降の不要不急の外出自粛を徹底してください。

一人ひとりの行動が、今の爆発的な感染拡大を抑えるために求められています。ご自身やご家族、大切な方の命を守るために、ご理解をお願いします。

もし発熱等の症状がある場合は、必ず電話でかかりつけ医に相談するか「きょうと新型コロナ医療相談センターへ」問い合わせて、指示に従って検査、診療をしてください。

【参考】 発熱等の症状のある方の相談・受診・検査の流れ



(夜間や医療機関が休みのとき、かかりつけ医のいない方)

きょうと新型コロナ医療相談センター (365日24時間、京都府・京都市共通)

TEL : 075-414-5487